

第36回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和3年1月28日（木）14時～
場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 今後における本県の対応について
3. 介護施設等従事者の一斉検査について
4. その他

香川県の現状

資料 1

【1/9～感染拡大防止対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
51人	90人

1月 累積新規感染者数 (1月27日現在)	12月 累積新規感染者数
312人	158人

指 標	1月27日現在	(参考) 国分科会提言 (R2&7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 5.3人 <直近1週間(1.21~1.27) 51人、うち病院・施設のクラスター関連を除くと44人 4.6人 >	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	33.3% <①の51人のうち感染経路不明は17人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	0.6 <先週1週間(1.14~1.20) 90人、うち病院・施設のクラスター関連を除くと56人 0.8 >	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	29.6% <入院患者59人 / 病床199床>	20%以上	50%以上
// (うち重症者用病床)	3.8% <重症患者1人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 16.5人 <158人 [入院59、宿泊療養等99]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	1.9% <陽性51 / 検査数2680>	10%以上	

感染拡大防止対策期における対策について

令和3年1月 8日

令和3年1月28日改正

○対策期間：1月30日（土）～2月12日（金）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添 2 (再掲) : 業種別ガイドライン

別添 7 (省略) : 今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

- ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること

- ・手洗い・手指消毒を徹底すること

- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11 (省略) : 催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応」のとおり) (省略)

介護施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防止するため、従事者に対し、一斉検査を緊急実施

- 対象者 県内所在の介護施設等に勤務する従事者の方
約 15,000 名（県分 9 千人、高松市分 6 千人）
- 検査方法 唾液採取による PCR 検査
希望する施設に対し検体採取容器を配布
- 実施時期 令和 3 年 2 月から開始（予定）
- 予算額 81,000 千円

香川県からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
事業活動に支障が生じている中小企業者の方へ

香川県新型コロナウイルス感染症対応資金 の融資金額を上げます。(令和3年2月1日から取扱開始)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、
影響を受けた中小企業者の資金繰りを更に支援するため、香川県制度融資を活用した
3年間の無利子や**保証料ゼロ**の融資を、民間金融機関を通じ実施しています。

対象者 新型コロナウイルスの感染拡大による影響
で売上高が減少し、市町商工担当課において、
次のいずれかの認定を受けた中小企業者

セーフティネット保証4号	売上高▲20%以上が対象
セーフティネット保証5号	売上高▲5%以上が対象
危機関連保証	売上高▲15%以上が対象

融資金額 ~~4,000万円以内~~
6,000万円以内

資金使途 運転資金、設備資金、借換資金

融資期間 10年以内(据置期間5年以内)

担保 無担保

保証人 代表者は一定要件(①法人・個人分離、②資産超過)を満たせば不要
(代表者以外の連帯保証人は原則不要)

取扱期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

令和3年3月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年5月31日までに融資実行された
ものが対象となります。

融資利率 年1.00%以内(固定)

信用保証 保証付 信用保証料率 年0.85%
ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は
0.2%上乗せ

→以下の要件を満たせば、利子・保証料の減免を行います。

	売上高▲5%以上	売上高▲15%以上
個人事業主 事業性のある フリーランス含む、 小規模のみ	金利3年間ゼロ 保証料全期間ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料全期間 1/2	金利3年間ゼロ 保証料全期間ゼロ

取扱
金融機関

■ 融資の借入については、下記の取扱金融機関へご相談ください ■

百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫
香川県信用組合	中国銀行	伊予銀行	愛媛銀行
四国銀行	高知銀行	阿波銀行	徳島大正銀行
商工組合中央金庫	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
朝銀西信用組合			

香川県商工労働部経営支援課 TEL: 087-832-3343

【香川県制度融資のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の影響により
事業活動に支障が生じている中小企業者の方へ

危機関連融資

の保証料補給期間を延長します

令和3年3月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年5月31日までに融資実行されたものが対象となります。



※危機関連融資の取扱期間は、令和3年6月30日融資実行分まで（予定）

<融資制度の概要>

1. 融資対象者	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者または組合であって、新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月間の売上高または販売数量が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高または販売数量が前年同期比で15%以上減少する見込みであることについて、事業所の所在地を管轄する市町長から認定を受けているもの
2. 資金用途	経営の安定に必要な事業資金
3. 融資金額	2億8,000万円以内 (無担保8,000万円以内+有担保2億円以内) 組合の場合は 4億8,000万円以内 (無担保8,000万円以内+有担保4億円以内) 災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る）、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連（セーフティネット）保証と合算して、5億6,000万円以内 (無担保1億6,000万円以内+有担保4億円以内) 組合の場合は、9億6,000万円以内 (無担保1億6,000万円以内+有担保8億円以内)
4. 融資期間	10年以内（据置期間2年以内） 原則として毎月元金均等償還とする
5. 融資利率	年 1.00%以内（固定）
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.60% 信用保証料補給 融資金額 8,000万円分
7. 担保	必要に応じて徴求する を限度額として全額補給
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、朝銀西信用組合
10. 申込方法	各取扱金融機関が定める融資申込書に香川県信用保証協会が定める信用保証委託申込書及び危機関連保証に係る中小企業信用保険法第2条第6項に基づく市町長の認定書を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする

融資の借入については、上記の取扱金融機関へご相談ください

[制度の問合せ先] 香川県商工労働部経営支援課 TEL : 087-832-3343

香川県の現状

パネル

【1/9～感染拡大防止対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
51人	90人

1月 累積新規感染者数 (1月27日現在)	12月 累積新規感染者数
312人	158人

指 標	1月27日現在	(参考) 国分科会提言 (R2&7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 5.3人 <直近1週間(1.21~1.27) 51人、うち病院・施設のクラスター関連を除くと44人 4.6人 >	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	33.3% <①の51人のうち感染経路不明は17人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	0.6 <先週1週間(1.14~1.20) 90人、うち病院・施設のクラスター関連を除くと56人 0.8 >	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	29.6% <入院患者59人 / 病床199床>	20%以上	50%以上
// (うち重症者用病床)	3.8% <重症患者1人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 16.5人 <158人 [入院59、宿泊療養等99]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	1.9% <陽性51 / 検査数2680>	10%以上	

感染拡大防止 対策期

2月12日（金）まで延長

新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止対策期における対策

2/12（金）まで延長

県民の皆様へのお願い

外出について

- ・ **県内**における不要不急の外出は慎重に
- ・ **県外**との不要不急の往来についても慎重に
(直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が15人以上の地域にあっては、特に慎重に)